

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

大量保有報告規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課

3. 評価実施時期

平成 25 年 4 月 15 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

①現状

大量保有報告規制は、上場会社が発行する株券等の大量保有者（5%超）となった者に対して、大量保有報告書を提出し、その保有状況を開示することを求めるものである。当該規制の目的は、経営に対する影響力等の観点から、投資者に対して重要な投資情報である上場株券等の大量保有（5%超）に係る情報を迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることにある。

現行法の下では、大量保有報告書の提出後、株券等保有割合が1%以上増減した場合や、大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合には、変更報告書を提出しなければならない。また、①株券等保有割合が1%以上減少したことを提出事由とする変更報告書であって、かつ、②当該変更報告書に記載された株券等保有割合が5%以下であるものを既に提出している場合には、その後の変更報告書の提出義務が解除されることとなっている。

②問題点

現行法の下では、変更報告書において株券等保有割合が5%以下であることが既に開示されていたとしても、株券等保有割合の1%以上の減少を提出事由としない場合には、その後の変更報告書の提出義務が解除されない。

したがって、例えば、住所変更のみを提出事由とする変更報告書を提出した際に開示された株券等保有割合が4.8%であった場合でも、その後の変更報告書の提出義務は解除されないこととなり、大量保有報告書の提出者に対し過剰な事務負担を強いているとの指摘がある。

③規制の新設又は改廃の目的及び必要性

上記のとおり、大量保有報告規制の目的は、経営に対する影響力等の観点から、投資者に対して重要な投資情報である上場株券等の大量保有（5%超）に係る情報を迅速に提供することにより、市場の透明性・公正性を高め、投資者保護を図ることにある。

したがって、既に提出された変更報告書において株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで、引き続き変更報告書の提出を求めることとなる現行制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰と考えられ、変更報告書の提出要件を緩和する必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第27条の25第1項ただし書

(3) 規制の新設又は改廃の内容

変更報告書の提出義務の解除要件のうち、「①株券等保有割合が1%以上減少したことを提出事由とする変更報告書」であることを削除し、提出事由の如何にかかわらず、株券等保有割合が5%以下である旨の記載がある変更報告書を提出した場合には、その後の変更報告書の提出を不要とする。

5. 想定される代替案

変更報告書の提出事由について、現行の「株券等保有割合が1%以上増減した場合や、大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合」に加え、「株券等保有割合が5%以下となったこと」を追加し、株券等保有割合が5%以下である旨の記載がある変更報告書を提出した場合には、その後の変更報告書の提出を不要とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

現行法の下で、株券等保有割合が5%以下となっているにもかかわらず、その後の変更報告書の提出義務が解除されない場合（例えば、住所変更のみを提出事由として変更報告書を提出した際に開示された株券等保有割合が4.8%であった場合）については、本案の下で、その後の提出義務が解除される。したがって、大量保有報告書の提出者において、上記のような場合に変更報告書の提出に要する費用が減少する。

② 代替案

現行法の下で、株券等保有割合が5%以下となっているにもかかわらず、その後の変更報告書の提出義務が解除されない場合（例えば、住所変更のみを提出事由として変更報告書を提出した際に開示された株券等保有割合が4.8%であった場合）については、本案と同様に代替案の下でも、その後の提出義務が解除される。したがって、大量保有報告書の提出者において、上記のような場合に変更報告書の提出に要する費用が減少する。

他方、株券等保有割合が5%前後で変動する保有者においては、たとえ増減幅が1%未満であるとしても、株券等保有割合が5%以下となった際に変更報告書を提出することとされ（以後の提出義務は一旦解除されるものの）、その後、5%超保有することとなった場合には、新たな大量保有報告書の提出義務が発生することとなり、提出義務の解除と発生を繰り返す結果となる。したがって、株券等保有割合が5%前後（1%未満の増減）で変動する保有者においては、報告書の提出回数が減少するどころか、むしろ増加する結果となり、大量保有報告書又は変更報告書の提出に要する費用が増加することが見込まれる。

（2）行政費用

① 本案

大量保有報告規制が緩和されることにより、変更報告書の提出回数が減少することが見込まれるため、行政庁（国）において、報告書の受理に要する費用が減少する。

② 代替案

大量保有報告規制が緩和されることにより、変更報告書の提出回数が減少する事例においては、行政庁（国）において、報告書の受理に要する費用が減少する。

他方、例えば株券等保有割合が5%前後（1%未満の増減）で変動する事例においては、大量保有報告書又は変更報告書の提出回数がむしろ増加することが見込まれるため、報告書の受理に要する費用が増加する。

（3）その他の社会的費用

① 本案

株券等保有割合が5%以下であることが既に開示されている場合について変更報告書の提出義務を解除したとしても、投資家保護の観点から支障を生ずるおそれはなく、特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

株券等保有割合が5%以下であることが既に開示されている場合について変更報告書の提出義務を解除したとしても、投資家保護の観点から支障を生ずるおそれはなく、特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

6. (1) ①に記載したとおり、大量保有報告書の提出者における遵守費用が減少する結果として、提出者における利便性が向上する。

② 代替案

6. (1) ②に記載したとおり、大量保有報告書の提出者における遵守費用が減少する結果として、提出者における利便性が向上する事例が認められる。

他方、株券等保有割合が5%前後（1%未満の増減）で変動する事例では、報告書の提出回数が増加する結果となり、提出者における遵守費用が増加する結果として、提出者における利便性が低下する。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案の下では、特段の社会的費用を伴うことなく、大量保有報告書の提出者における遵守費用及び行政費用の減少の結果として便益の発生が見込まれることから、本案による改正は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案では、特段の社会的費用を伴わないものの、遵守費用や行政費用が減少する事例と増加する事例（すなわち、便益が向上する事例と低下する事例）の発生がともに見込まれることから、起こり得る全ての状況を勘案すると、便益が費用を上回るかどうか、断定することはできない。

以上を勘案し、便益が費用を上回ることが確実に見込まれる本案による改正が、代替案による改正よりも適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。